

国立大学法人愛知教育大学学長選考規程

2015年7月10日

学長選考会議決定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛知教育大学（以下「本学」という。）の学長候補者の選考に関し必要な事項を定める。

(選考機関)

第2条 学長候補者の選考は、国立大学法人愛知教育大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）が行う。

(選考基準)

第3条 学長となることができる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育、研究及び社会貢献活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。

2 学長選考・監察会議は、学長の選考に際し、前項に規定する基準を定め公表する。

(選考の時期)

第4条 学長選考・監察会議は、次の各号いずれかに該当する場合に学長候補者の選考を行う。

(1) 学長の任期が満了するとき

(2) 学長が辞任したとき

(3) 学長が解任されたとき

(4) その他学長が欠員となったとき

2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の3ヶ月前までに、同項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合は、その都度速やかに行う。

(学長候補適任者の推薦)

第5条 学長の選考手続きが開始されたときは、学長選考・監察会議は次の各号に定める者（学長選考・監察会議の委員である者を除く。）に対して、学長候補適任者の推薦を求めるものとする。

(1) 国立大学法人愛知教育大学経営協議会規程（2004年規程第30号）第2条第1項第4号に定める委員である者

(2) 第9条第1項に定める者

2 前項第2号に定める者による推薦は10人以上の者の連署によるものとする。

3 前2項により推薦を行う場合は、それぞれ学長候補適任者を1人に限り推薦するものとする。同一の者が複数の学長候補適任者を推薦した場合は、当該推薦を行った者の推薦を無効とする。

4 第1項及び第2項による推薦は、学長候補適任者の推薦を受けた者の同意を得た上で、次の各号に掲げる書類を学長選考・監察会議に提出するものとする。

(1) 推薦書

(2) 履歴書

5 前4項に定めるもののほか、学長候補適任者の推薦手続きに関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

(学長候補適任者に関する審査)

第6条 学長選考・監察会議は、前条により学長候補適任者として推薦のあった者について、第3条第2項に定める選考基準に照らし、前条第4項に定める書類等による審査を行うものとする。必要に応じて、学長候補適任者に対する面接を行う。

(学長候補者の選出)

第7条 学長選考・監察会議は、前条の審査の結果に基づき、学長候補適任者の中から学長候補者を選出する。

2 前項の規定により選出された学長候補者の氏名を、第5条第4項に定める書類を添えて、速やかに公表するものとする。

(所信表明等)

第8条 学長選考・監察会議は前条の規定により選出した学長候補者に対して、所信表明書及び学長選考・監察会議が作成した質問に対する回答書の提出を求める。

2 学長選考・監察会議は、前項の所信表明書及び回答書を公表するものとする。

3 学長選考・監察会議は学長候補者に対して、前項の所信表明書及び回答書を基に、面接を行うこ

とができる。

- 4 学長選考・監察会議は、所信を表明する機会を設けることができる。
(意向聴取)

第9条 学長選考・監察会議は、第7条の規定により選出した学長候補者について、次の各号に掲げる者から投票による意向聴取を行うものとする。

- (1) 学長及び常勤理事
- (2) 教授、准教授、専任講師、助教及び助手
- (3) 附属学校園の校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、教務主任、校務主任、研究主任及び教育実習主任
- (4) 事務職員のうち主任以上の職にある者（本学に勤務する出向受入者を含む。本学に勤務しない在籍出向者等を含まない。再雇用職員を含まない。）
- (5) 保健師（医療職本給表（三）2級29号俸以上）

- 2 前項の意向聴取の実施手続等に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。
(最終学長候補者の選考)

第10条 学長選考・監察会議は、第6条、第8条及び前条の規定に基づく審査等の結果を参考にし、学長候補者1人を選出する。

- 2 学長選考・監察会議は、前項の学長候補者に学長に就任することについての意思を確認した後、その者を最終学長候補者として選考する。
(再選考)

第11条 前条第1項の学長候補者が学長に就任することを辞退し、又は学長に就任することができなくなったときは、学長選考・監察会議は、第5条から前条までに規定する選考手続きに従って、再び学長の選考を行うものとする。

(選考結果等の公表)

第12条 学長選考・監察会議は、最終学長候補者の選考が行われたときは、当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を学内外に公表しなければならない。

(再任の手続き)

第13条 学長選考・監察会議は、4年の任期を満了する学長の再任の可否を国立大学法人愛知教育大学学長選考・監察会議規程（2015年7月10日学長選考会議決定）第4条第1項第3号に規定する学長の業績評価に基づいて決定するものとする。

- 2 前項による決定は、任期満了の3ヶ月前までに行う。

3 第1項の業績評価を行うための資料その他再任の手続きに関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

(解釈等)

第14条 この規程の解釈及び運用については学長選考・監察会議が決定する。

(事務)

第15条 学長の選考に関する事務は総務課において行う。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、学長選考・監察会議の議を経て、議長が行うものとする。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、学長候補者の選考に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が定める。

附 則

この規程は、2015年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、2019年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。